

10 関係法令

○飯山市都市計画審議会条例（昭和44年10月11日 飯山市条例第22号）

最終改正：平成12年3月27日条例第1号

（設置）

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、飯山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するものとする。

（組織）

第3条 審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び議会の議員につき、市長が任命するものとする。

2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命するものとする。

4 臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（幹事）

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第1号抄)

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定により、市が開催する飯山市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(告示)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見をきこうとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)の概要を告示するものとする。

(公述の申出)

第4条 都市計画案に係る地域の住民その他の利害関係者が、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の開催期日の1週間前までに、書面により市長にその旨申し出なければならない。

2 前項の書面には、意見の要旨並びに住所、氏名及び都市計画案についての利害関係を記載しなければならない。

(公述人の選定等)

第5条 公聴会において、その意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者の中から市長が選定するものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を制限することができる。

3 第1項の規定による公述人の選定及び前項の規定による公述時間の制限は、公平かつ適正に行なわなければならない。

4 第1項の規定により公述人を選定したとき、又は第2項の規定により公述時間を制限したときは、本人にその旨を通知するものとする。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会は、市長又はその指名する市職員が議長としてこれを主宰する。

(公述人の陳述等)

第7条 公述人の陳述は、都市計画案の範囲をこえてはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反して陳述をしたとき、又は公述人に不穏当な行為があつたときは、その陳述を禁止し、又は退場させることができる。

(関係行政機関等の職員の出席)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に関係行政機関等の職員の出席を求めて、都市計画案について、その意見を述べさせることができる。

(傍聴人の入場制限等)

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録)

第10条 市長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名及び押印するものとする。

(1) 案件の概要

- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の住所及び氏名
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○飯山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 19 年 6 月 28 日 飯山市条例第 21 号）
（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 16 条第2項の規定により、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（地区計画等の原案の提示方法）

第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 縦覧場所

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○飯山市飯山都市計画特別工業地区建築条例（昭和 54 年 6 月 30 日 飯山市条例第 26 号）
（目的）

第1条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第2項及び第 50 条の規定に基づき、飯山都市計画特別工業地区(以下「特別工業地区」という。)内における建築物の建築の制限を緩和し、及び建築物の構造等を制限することによって、本市の別表に掲げる仏壇工業及び木工業の保護育成を図ることを目的とする。

（住居地域内特別工業地区における建築物の制限の緩和）

第2条 住居地域内特別工業地区においては、別表に掲げる商品の製造を目的とする次の各号に掲げる作業を営む工場のうち、主として木箱製造にかかわるものにあつては、作業場の床面積の合計が 1,000 平方メートル以下、その他の工場にあつては、200 平方メートル以下のものについて、法第 48 条第3項の規定にかかわらず建築することができる。

- (1) 出力の合計が 7.5 キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付
- (2) 出力の合計が 7.5 キロワット以下の原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨
- (3) 厚さ 2.0 ミリメートル以下の金属板の槌打加工又は出力の合計が 7.5 キロワット以下の原動機を使用する金属のプレス若しくは切断
- (4) 出力の合計が 7.5 キロワット以下の原動機を使用する木材の引割又はかんな削り

- (5) 合成樹脂の射出成形加工
- (6) めっき
- (7) 原動機の出力の合計が 7.5 キロワット以下の空気圧縮機を使用する作業
(近隣商業地域内特別工業地区における建築物の制限の緩和)

第3条 近隣商業地域内特別工業地区においては、別表に掲げる商品の製造のうち、仏壇の製造を目的とする事業を営む工場で、原動機を使用する作業場の床面積の合計が 300 平方メートル以下のものは法第 48 条第4項の規定にかかわらず建築することができる。

(制限の附加)

第4条 第2条に規定する建築物(法第 48 条第3項の規定により住居地域内において建築できないものに限る。)及び前条に規定する建築物(法第 48 条第4項の規定により近隣商業地域内において建築できないものに限る。)の作業場は、次の各号に定める構造としなければならない。

- (1) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。
- (2) 窓は、はめ殺し窓とすること。
- (3) 外壁及び天井(天井のない場合は屋根)は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第22条の2の規定によるしゃ音効果のある構造とすること。

2 前項第2号の規定は、次の各号の一に該当する窓については適用しない。

- (1) 床面から高さ0.5メートル以下又は2.5メートル以上の部分に設ける換気用窓
- (2) 外側に建築物、へい、壁、その他これらに類するしゃ音上有効なしゃへい物に面する窓
- (3) 広い空地、広場、川、その他これらに類するものに面する窓

(既存建築物に対する制限の緩和)

第5条 第2条又は第3条に規定する建築物で、この条例の規定の施行又は適用以前に第2条及び第3条の規定により建築できる範囲を超えて、法第 86 条の2の規定により増築をすることができたものについては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、この条例の施行又は適用以前に法第86条の2の規定により、増築することができた範囲において、増築をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 54 年 11 月規則第7号で、同 54 年 11 月1日から施行)

別表(第1条、第2条及び第3条関係)

仏壇工業及び木工業並びに製造される商品名

中 分 類	細 分 類	商品分類
仏壇製造業	木地製造業による木箱製造 彫刻業による仏像本体製造 金具製造業による装飾金具製造 宮殿製造業による宮殿製造 蒔絵業による蒔絵 組立業によるうるし中塗、上塗及び箔おし並びに組立	細分類の組立てによる仏壇
スキー製造業	ストック製造業 金具製造業 部材加工及び成型接着並びに研磨業 塗装仕上業	細分類の組立てによるスキー

○飯山市都市公園条例(昭和 49 年 6 月 28 日 飯山市条例第 20 号)

最終改正:令和4年3月 25 日条例第 14 号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 18 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2の規定により、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園(以下「公園」という。)をいう。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの敷地面積の標準)

第2条の3 市内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市内の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 公園施設の建築面積について法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100 分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の6 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の

敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の 100 分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

(名称及び所在地)

第3条 公園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
飯山運動公園	飯山市大字旭 4722 番地
新町児童公園	飯山市大字飯山 280 番地2
鉄砲町児童公園	飯山市南町 24 番地3
上町児童公園	飯山市南町 21 番地2
飯山城址公園	飯山市大字飯山 2752 番地1
寺町シンボル広場	飯山市大字飯山 1332 番地3
飯山駅前公園	飯山市大字飯山 812 番地 23
矢落ヶ池公園	飯山市大字飯山 515 番地1
寺町公園	飯山市大字飯山 2941 番地1

(設置区域の変更及び廃止)

第4条 公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は廃止しようとするときは、市長は、その名称、区域その他必要と認める事項を公示するものとする。

(行為の制限)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをするために、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第7条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 火をもてあそぶこと。
- (9) 水泳施設以外で水泳をすること。
- (10) 公園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 設置の目的、期間及び場所

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 公園施設の構造及び管理方法

エ 工事の実施方法並びに工事の着手及び完了の時期

オ 公園の復旧方法

カ その他市長が指示する事項

- (2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 公園施設の場所、種類及び数量

イ 管理の目的、期間及び方法

ウ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用しようとする工作物その他の物件又は施設(以下第3号及び次条において「占用物件」という。)の種類及び数量

- (2) 占用の目的、期間及び場所

- (3) 占用物件の管理方法

- (4) 工事の実施方法並びに工事の着手及び完了の時期

(5) 原状回復の方法

(6) その他市長が指示する事項

(軽易な変更)

第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、占用の許可を受けた者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計図書等)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可申請書に、設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定に基づく許可条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定に基づき許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定に基づき許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所前掲示場に掲示して行うものとする。

2 前項の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同項の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第11条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市報、新聞紙等に掲載するものとする。

3 市長は、前2項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第 11 条の5 市長は、法第 27 条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第 11 条の6 市長は、保管した工作物等(法第 27 条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第 10 条第1項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第 26 条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第 27 条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第 11 条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(損害賠償の義務)

第 13 条 公園内の土地、建物、施設及び物品を重大な過失により滅失、損傷又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長が定める。

(保証人又は保証金)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の規定による許可の際、保証人をたてさせ又は保証金を徴収することができる。

(使用料)

第 15 条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第 16 条 使用料は、公園の占用又は第5条第1項各号に掲げる行為(以下「占用等」という。)の許可の際その全額を徴収する。ただし、占用等の期間が1年を超えるものについては、毎年度徴収するものとし、初年度分は許可の際、次年度以降の分は当該会計年度の初めに徴収する。

2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、占用等の日数に端数を生じたときの使用料の額は、その月の日数に応じて日割りにより算出する。

3 市長は、使用料が著しく多額で、かつ、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、期日を定めて2回以上の分納をさせることができる。

(使用料の減免)

第 17 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(検査)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況について検査し、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

2 占用の許可を受けた者は、前項の規定による検査を拒むことができない。

(公園予定区域等)

第 19 条 第2条の5、第2条の6及び第5条から前条までの規定は、法第 33 条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について、準用する。

(補則)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に占用を許可してあるものについては、この条例の規定に基づき許可したものとみなす。

附 則(昭和 51 年3月 30 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年7月 10 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年7月1日以後に占用許可した使用料から適用する。

附 則(昭和 57 年3月 25 日条例第 14 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 飯山市公園設置条例(昭和 39 年飯山市条例第 34 号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に城山公園内において使用を許可してあるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成8年6月 24 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月 21 日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年3月 25 日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯山市都市公園条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用又は行為の許可から適用し、施行日前に許可を受けている占用又は行為については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年9月 27 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 25 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年3月 26 日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 次項から第 10 項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条の規定による改正後の飯山市都市公園条例別表の規定 行為の許可

(6)～(25) (略)

附 則(平成 28 年7月1日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年3月 22 日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の飯山市都市公園条例の規定、第2条の規定による改正後の飯山駅観光交流センター条例の規定及び第3条の規定による改正後の飯山市駅前広場条例の規定は、飯山都市計画事業新幹線飯山駅周辺土地地区画整理事業に係る土地地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から適用する。

附 則(平成 30 年3月 29 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月8日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 次項から第 12 項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

(1)～(3) (略)

(4) 第4条の規定による改正後の飯山市都市公園条例別表の規定 行為の許可

(5)～(27) (略)

附 則(令和2年 12 月 24 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月 25 日条例第 14 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)(第 15 条関係)

使用料

占用等の内容	使用料
1 法第7条第1項第1号から第6号まで及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 12 条第1項各号の規定に該当するもの	飯山市道路占用料徴収条例(昭和 30 年飯山市条例第 54 号)の規定を準用する。ただし、当該条例に規定のないものは、その都度市長が定める額とする。
2 第5条第1項第1号の規定に該当するもの	1か所1日につき 510 円
3 第5条第1項第2号の規定に該当するもの	1件1月につき 310 円
4 第5条第1項第3号の規定に該当するもの	1か所1日につき 1,100 円

5 第5条第1項第4号の規定に該当するもの	1か所1日につき	760 円
6 第5条第1項第5号の規定に該当するもの	その都度市長が定める額	

○飯山市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(平成 25 年 3 月 25 日 飯山市条例第 17 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 13 条第1項の規定により、移動等円滑化(法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。)のために必要な特定公園施設(法第2条第 13 号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)の設置に関する基準を定めるものとする。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90 センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2)通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3)階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4)階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5)傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6)高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第2号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7)次条から第 11 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2)車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2)カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3)車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)出入口は、第4条第1項第1号の基準に適合するものであること。

(2)出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3)当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅

子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2)車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3)車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)幅は、350センチメートル以上とすること。

(2)車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2)男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3)前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1)便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

○飯山市屋外広告物に関する規則（平成 12 年 3 月 27 日 飯山市規則第 17 号）

最終改正：平成 29 年 10 月 1 日規則第 11 号

(趣旨)

第1条 この規則は、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第 23 号。以下「条例」という。)及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年長野県条例第 46 号)の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(屋外広告物禁止地域における案内広告物等の許可申請)

- 第2条 条例第6条第4号の規定による許可の申請は、屋外広告物禁止地域における案内広告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。
- (1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本)
 - (2) 表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図
(許可証等)
- 第3条 条例第7条第5項(条例第8条第3項、第10条第4項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する許可証は様式第2号、許可済印は様式第3号によるものとする。
(屋外広告物許可地域における許可申請)
- 第4条 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、屋外広告物許可地域における広告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第4号)に、第2条各号に掲げる書類を添えてしなければならない。
(屋外広告物特別規制地域における許可申請)
- 第5条 条例第10条第1項の規定による許可の申請は、屋外広告物特別規制地域における広告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第5号)に、第2条各号に掲げる書類を添えてしなければならない。
(許可の更新)
- 第6条 条例第12条第1項の規定による許可の更新の申請は、許可期間満了の日の10日前までに、広告物等表示(設置)許可更新申請書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。
- (1) 第2条各号に掲げる書類
 - (2) 現況写真
(廃止等の届出)
- 第7条 条例第13条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載した書類によりしなければならない。
- (1) 許可に係る広告物等の表示又は設置を廃止したとき
 - ア 許可年月日及び許可番号
 - イ 廃止年月日
 - (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき
 - ア 許可年月日及び許可番号
 - イ 変更の内容
 - ウ 変更年月日
- 2 条例第13条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載した書類によりしなければならない。
- (1) 管理をする者を選任し、又は解任したとき
 - ア 許可年月日及び許可番号
 - イ 選任し、又は解任した管理者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - ウ 選任又は解任年月日
 - (2) 管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
 - ア 許可年月日及び許可番号
 - イ 変更の内容
 - ウ 変更年月日

3 条例第 13 条第3項の規定による届出は、次の各号に定める事項を記載した書類によりしなければならない。

(1) 承継前の表示者又は設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(2) 許可年月日及び許可番号

(3) 承継の理由

(4) 承継年月日

(身分証明書)

第8条 条例第 18 条の3第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年9月1日規則第 11 号)

この規則は、平成 29 年 10 月1日から施行する。

○飯山市沿道景観維持に関する指導要綱(平成 5 年 12 月 27 日 飯山市告示第 61 号)

最終改正:平成 20 年3月 28 日告示第 41 号

景観は、自然と人間の諸活動の所産であり、文化の表徴である。

美しい景観は人々の心をなごませ、明日の活力を生み出してくれる。

本市は、雄大な山々、清らかな河川、のどかな田園、そして多くの歴史的文化的遺産に恵まれ、それらが織り成す四季折々の景観は人々に潤いと安らぎを与え、温かな人情と豊かな感性を育んできた。

この地に暮らす私たちには、この美しい景観を保全し、また、この地にふさわしい新たな景観を創造していく責務がある。

私たちは、一人ひとりの日々の生活やそれぞれの仕事の一つひとつが全体の景観を醸し出すことを深く自覚し、この豊かな自然に溶け込んだ飯山らしい景観を形成するために、皆が力を合わせることを決意するものである。

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号。以下「広告物条例」という。)及び長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号。以下「景観条例」という。)に定めるもののほか、国、県、市道等の沿道景観維持に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告物等の禁止区間)

第2条 別表第1に掲げる区間の沿道には、道路を通過する者を対象とした広告物等(屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物又はこれを掲出する物件をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置しないものとする。ただし、用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域をいう。以下同じ。)に設置する場合はこの限りでない。

(広告物等の協議区間)

第3条 次の各号に掲げる区間の沿道に、道路を通過する者を対象とした広告物等を表示し、又は設置

しようとするものは広告物等表示(設置)協議書(様式第1号)により、市長と協議しなければならないものとする。ただし、用途地域(一般国道117号を除く。)に設置しようとする場合はこの限りでない。

- (1) 一般国道117号のうち前条に定める区間を除く区間
 - (2) 一般国道292号のうち前条に定める区間を除く区間
 - (3) 一般国道402号のうち前条に定める区間を除く区間
 - (4) 主要地方道、一般県道及び一級市道のうち前条に定める区間を除く区間
 - (5) 別表第2に掲げる区間
- (指導基準)

第4条 前条に規定する協議は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 建築物の屋上に広告物等を設置しないものとする。
- (2) 屋根面を利用した広告物等は、設置しないものとする。
- (3) 建築物からはみだす広告物等を設置する場合は、軒よりも高くなならないものとし、表示面の総面積は5平方メートル以内とする。
- (4) 色彩については、周囲の景観と調和するように努めるものとする。
- (5) 独立広告物等は、周辺と調和できるような意匠及び色彩となるよう努め、一の表示面の面積は5平方メートル以内、かつ、総面積は10平方メートル以内とし、同一敷地内に広告物を連立する場合は30メートル以上の間隔をあけるものとする。
- (6) 独立広告物等の高さは、5メートル以下とする。
- (7) ネオン灯看板及び点滅式電照看板類は設置しないものとし、フラッシュ電球回転灯等についても使用しないものとする。
- (8) 広告物等の材質は、できるだけ自然木又はこれに準ずる色調の材料とする。
- (9) 広告物等の地色は、赤又は黄の原色及び蛍光塗料又は夜光塗料は使用しないものとする。
- (10) 広告物等の色彩及びデザイン等は、落ち着いたものとし、地色を含め3色を限度とするものとする。ただし、表示面積の5分の1以内の大きさのシンボルマークは、この限りでない。
- (11) 一つにまとめた集合看板は、同一広告物とみなし、前各号の規定を適用する。

(電気関係施設)

第5条 第2条に規定する区間の沿道に電気供給又は電気通信のための施設を、新たに設置しようとするものは、当該施設は目立たないよう配慮するものとし、地上に配線しようとするときは、電気供給(通信)施設沿道設置協議書(様式第2号)により、市長と協議するものとする。

(景観育成住民協定)

第6条 市長は、美しい沿道景観を維持するため、沿線住民及び地権者等が景観条例第32条に規定する景観育成住民協定を締結するよう努めるものとする。

(適用除外)

第7条 広告物条例第6条(第3号のアを除く。)に規定する広告物等及び道の駅(「道の駅」の登録及び案内について(平成5年2月23日付建設省道企発第19号)に定める道の駅をいう。)の敷地内に設置する広告物等については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(自己営業所等における特例)

第8条 広告物条例第6条第1項第3号のアに規定する広告物等(以下この条において「自用広告物」という。)については、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する区間の沿道について第3条の規定を適用するものとし、第3条に規定する区間の沿道において壁面を利用する自用広告物については、第4条第10号の規定中「3色」とあるのは「4色」とする。

(景観への配慮)

第9条 第2条及び第3条に規定する区間の沿道において、自己の所有地で次に掲げる行為をしようとするものは、道路からの景観を損なわないよう配慮しなければならない。

(1) 自動販売機等の設置

(2) やむを得ない廃車若しくは廃材又は古タイヤの保管

(3) その他道路からの景観を著しく損なうおそれがある行為

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に第2条に規定する区間の沿道に設置されている広告物は、この要綱の施行日から起算して5年以内に撤去するようにしなければならない。

3 この要綱施行の際、現に第3条に規定する区間に設置されている広告物は、この要綱の施行日から起算して2年以内に市長と協議のうえ、承認を受けるようにしなければならない。

4 この要綱施行の際、現に第3条に規定する区間に設置されている広告物で、第4条各号に規定する基準に当てはまらない広告物はこの要綱の施行日から起算して10年以内に撤去するようにしなければならない。

附 則(平成7年9月28日告示第36号)

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年4月1日以降屋外広告物を表示又は設置する者から適用する。

附 則(平成17年3月25日告示第35号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日以降屋外広告物を表示又は設置する者から適用する。

附 則(平成19年11月22日告示第87号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第41号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別表第1)(第2条関係)

路 線 名	区 間
一般国道117号	替佐静間バイパスのうち中野市と飯山市の境界から市道2-120号との交差点まで
	野沢温泉村と飯山市の境界から、主要地方道上越飯山線との交差点(飯山市大字飯山4844番地先)まで
	中野市と飯山市の境界から古牧橋北地点(飯山市大字蓮2568番地先)まで
一般国道292号	新潟県と長野県の境界から市道5-370号との交差点(終点交差点)まで
一般国道403号	新潟県と長野県の境界から一般県道箕作飯山線との交差点まで
主要地方道飯山野沢温泉線	安田中村バイパスのうち起点から市道3-302号との交差点まで
主要地方道飯山斑尾新井線	市道1-102号との交差点から市道1-103号との交差点まで
主要地方道上越飯山線	新潟県と長野県との境界から市道9-447号との交差点まで

一般県道飯山新井線	起点から市道1-210号との交差点まで 市道6-398号との交差点から長野県と新潟県の境界まで
一般県道上境温井線	起点から終点まで全線
一般県道柏尾戸狩停車場線	起点から終点まで全線
市道1-103号	起点から終点まで全線
市道1-104号	起点から終点まで全線
市道2-101号	起点から終点まで全線
市道3-126号	起点から終点まで全線
市道4-116号	市道4-362号の交差点から終点まで
市道4-357号	起点から市道4-360号との交差点(起点交差点)まで
市道4-359号	起点から終点まで全線
市道4-363号	起点から終点まで全線
市道5-106号	起点から終点まで全線
市道6-213号	市道1-210号との交差点から終点まで
市道10-110-1号	起点から終点まで全線
市道10-112号	起点から終点まで全線
市道10-324号	起点から終点まで全線

(別表第2)(第3条関係)

路 線 名	区 間
市道4-401号	起点から終点まで全線
市道4-438号	起点から終点まで全線
市道4-444号	起点から終点まで全線

○飯山市景観条例（平成 26 年 6 月 27 日条例第 16 号）

飯山市景観条例

目次

第1章 総則(第1条－第5条)

第2章 景観計画(第6条－第8条)

第3章 行為の制限等(第9条－第17条)

第4章 景観重要建造物等(第18条－第23条)

第5章 自主的活動の支援(第24条－第26条)

第6章 飯山市景観審議会(第27条－第33条)

第7章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の景観づくりに関する施策の基本となる事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の制限その他法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者の協働による景観づくりの推進を図り、もって地域の特性を生かした次世代に継承する飯山らしい景観の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観づくり 自然、歴史、文化等の地域の特性を生かした良好な景観を保全し、活用し、育成し、及び形成することをいう。

- (2) 市民等 市内に居住する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物を所有、管理、占有若しくは使用する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を営むものをいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、若しくは継続して設置される物のうち、建築物以外の物で、規則で定めるものをいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設の整備等に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民等及び事業者が景観づくりの重要性について理解を深め、景観づくりに積極的な役割を果たすことができるよう、景観づくりに関する知識の普及及び意識の高揚を図らなければならない。
- 5 市は、市民等及び事業者が行う景観づくりに資する活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自主的かつ積極的に景観づくりに対する理解を深め、及び取り組み、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業の実施に当たっては、その事業活動が景観に与える影響について認識し、及び配慮するとともに、自主的かつ積極的に景観づくりに取り組み、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画等の策定等)

第6条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項の景観計画(以下単に「景観計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を策定し、又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第27条の飯山市景観審議会(以下この章から第4章までにおいて単に「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(推進地区の指定等)

第7条 市長は、景観計画区域(法第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。以下同じ。)のうち、特にきめ細やかな景観づくりを重点的に推進する必要があると認める区域を推進地区に指定することができる。

- 2 推進地区の指定は、次の事項を定めて行うものとする。

- (1) 推進地区の名称及び区域
- (2) 推進地区における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項(第6項において単に「行為制限事項」という。)
- (3) 推進地区における法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針(第6項において単に「景観づくり方針」という。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、推進地区における景観づくりに必要な事項

3 市長は、推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5 前2項の規定は、推進地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

6 第1項に規定する推進地区においては、当該地区が該当する景観計画区域における地域の行為制限事項及び景観づくり方針に代えて、第2項の規定により定める行為制限事項及び景観づくり方針を適用する。

(計画提案)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第24条第1項の規定による景観形成住民協定(次項において「住民協定」という。)の認定を受けた団体及び第25条第1項の規定による風景づくり市民団体の認定を受けた団体とする。

2 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書に規定する条例で定める規模は、法第81条第1項の景観協定(第26条において単に「景観協定」という。)又は第7条第1項の推進地区若しくは住民協定に係る土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

3 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定により景観計画に係る提案があった場合において、法第12条の規定により判断しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の提案を行った者は、審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

第3章 行為の制限等

(景観計画への適合)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める基準に適合するようにしなければならない。

(行為の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第16条第1項に規定する条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。

4 第1項の規定は、同項の届出に係る事項を変更しようとする場合について準用する。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転等

(2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 法第16条第1項の規定により届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの。ただし、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を惹くための形態若しくは色彩その他意匠があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

(5) 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定めるものは、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち同項の規定による届出を要する行為の全てとする。

(届出行為に対する助言又は指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告等の手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、前条の規定による助言又は指導を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(変更命令の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき又は同条第5項の規定により原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

(行為の着手日の短縮の通知)

第16条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(完了の届出)

第17条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に行為の完了を届け出なければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は法第28条第1項の景観重要樹木(以下この章において「景観重要建造物等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、当該景観重要建造物等の所有者及び権原に基づく占有者(第23条において「所有者等」という。)の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、その旨を公表するものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第19条 法第25条第2項の景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議し、当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。

(5) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、保育の状況を定期的に点検すること。
- (4) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議し、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(現状変更の規制の手続)

第20条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の許可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第21条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は法第26条若しくは法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第22条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(助言等)

第23条 市長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物等の保存のために必要があると認めるときは、所有者等に対して助言し、又は技術的な援助を行うことができる。

第5章 自主的活動の支援

(景観形成住民協定の認定)

第24条 市長は、景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者が当該区域の実情に即した景観づくりを推進するため、規則で定める事項を規定するところにより景観づくりに関する協定を締結した場合において、その協定の内容が景観づくりに資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定(以下「住民協定」という。)として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定により住民協定を締結し、認定されたものは、当該住民協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により住民協定を認定したとき又は前項の規定により住民協定の変更又は廃止の届出を受理したときは、これを公表するものとする。

(風景づくり市民団体の認定)

第25条 市長は、景観づくりを目的とした活動を行う市民等が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを風景づくり市民団体として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、風景づくり市民団体が第1項の規則で定める要件に該当しないと認めるときその他風景づくり市民団体として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の規定により風景づくり市民団体を認定したとき又は前項の規定により当該認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(支援等)

第 26 条 市長は、第 23 条に定めるもののほか、景観協定又は住民協定の締結、前条第1項の風景づくり
市民団体の活動その他景観づくりに資すると認められる行為をしようとする者に対して助言し、又は技術
的な援助を行うことができる。

第6章 飯山市景観審議会

(飯山市景観審議会)

第 27 条 市長は、景観づくりに関する重要な事項を調査審議するため、飯山市景観審議会(以下「審議会」
という。)を置く。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 公募による市民等
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 29 条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 30 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第 32 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席等)

第 33 条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は
資料の提出を求めることができる。

第7章 雑則

(委任)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月1日から施行する。ただし、第1条から第6条まで及び第 27 条から第 33
条までの規定は、平成 26 年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、法第 16 条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知がなさ
れた行為であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われるものについては、法第8条第1項の規定

により長野県が定めた景観計画及び長野県景観条例(平成4年長野県条例第 22 号。次項において「県条例」という。)の例による。

3 この条例の施行の際現に県条例第 32 条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、第 25 条第1項に規定する市長の認定を受けた住民協定とみなす。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年飯山市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

子ども・子育て会議の委員	日額 5,700 円
--------------	------------

」

を

「

子ども・子育て会議の委員	日額 5,700 円
景観審議会の委員	日額 5,700 円

」

に改める。

○飯山市景観条例施行規則（平成 26 年 6 月 27 日規則第 11 号）

最終改正:平成 29 年3月 29 日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)及び飯山市景観条例(平成 26 年飯山市条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(工作物の定義)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
 - (2) 煙突その他これに類するもの
 - (3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - (4) 装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
 - (5) 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
 - (6) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - (7) 自動車車庫(建築物となるものを除く。)の用途に供する施設
 - (8) 農産物、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
 - (9) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - (10) 電気事業又は電気通信のための施設(次号に該当するものを除く。別表において同じ。)
 - (11) 太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。別表において同じ。)
 - (12) その他市長が景観に及ぼす影響が大きいと認めるもの
- (面積、高さ等の算定方法)

第4条 この規則において面積、高さ等の算定方法は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第2条に規定する方法によるものとする。

(軽微な変更)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が市民等又は飯山市景観審議会の意見を聴く必要があると認める変更

(行為の届出)

第6条 条例第 10 条第1項の届出は、景観計画区域内における行為の(変更)届出書(様式第1号。以下この条及び次条において「行為の届出書」という。)により行うものとする。

2 行為の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。ただし、行為の規模により適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の1以上のもの

(2) 行為を行う土地の区域における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の1以上のもの

(3) 門、垣、柵、塀、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を表示した図面で縮尺 100 分の1以上のもの

(4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺 100 分の1以上のもの(建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合に限る。)

(5) 行為を行う土地及びその周辺の状況を示し、かつ、2方向以上から撮影した写真

(6) 都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 16 条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図(法第 16 条第1項第3号に規定する開発行為を行う場合に限る。)

(7) 景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号。以下この項において「政令」という。)第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)については、設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の1以上のもの

(8) 政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)については、次に掲げる図書

ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の1以上のもの

イ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の1以上のもの

ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺 100 分の1以上のもの

(9) 政令第4条第4号に掲げる行為については、堆積する場所及び方法を明らかにする図面

(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

(変更の届出)

第7条 条例第 10 条第4項において準用する同条第1項の届出に係る事項を変更しようとする場合の届出は、行為の届出書に前条第2項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して行うものとする。

(届出を要しない行為)

第8条 条例第 11 条第4号の規則で定める規模は、別表のとおりとする。

2 条例第 11 条第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)の規定に基づき許可を受けて行う行為

(2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 43 条の2第1項、第 64 条第1項又は第 127 条第1項の規定により届け出て行う行為

- (3) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第4条第1項又は同法第 14 条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施工として行う行為
 - (4) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定に基づき河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
 - (5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 58 条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 - (6) 文化財保護条例(昭和 50 年長野県条例第 44 号)第 13 条第1項(第 34 条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第 14 条第1項(第 29 条及び第 34 条において準用する場合を含む。)又は第 27 条第1項の規定により届け出て行う行為
 - (7) 飯山市文化財保護条例(平成 17 年飯山市条例第 18 号)第 14 条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (勧告)

第9条 法第 16 条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第2号)により行うものとする。

(変更命令等)

第 10 条 法第 17 条第1項及び第5項の規定による命令は、変更(原状回復)命令書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第 15 条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所(法人その他団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 命令の対象となった行為、位置及び区域
- (3) 命令に従わなかった事実

3 法第 17 条第4項後段の規定による通知は、行為着手制限期間延長通知書(様式第4号)により行うものとする。

(身分証明書)

第 11 条 法第 17 条第8項及び法第 23 条第3項(法第 32 条第1項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第5号)によるものとする。

(行為の着手日の短縮の通知)

第 12 条 条例第 16 条の規定による通知は、行為着手制限期間短縮通知書(様式第6号)により行うものとする。

(完了の届出)

第 13 条 条例第 17 条の規定による届出は、行為完了届(様式第7号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第 14 条 法第 21 条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第 30 条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定書(様式第9号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第 15 条 法第 27 条第3項において準用する法第 21 条第1項の通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第 10 号)により行うものとする。

2 法第 35 条第3項において準用する法第 30 条第1項の通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第 11 号)により行うものとする。

(景観重要建造物等を表示する標識)

第 16 条 法第 21 条第2項及び法第 30 条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
- (3) 指定年月日

2 前項の標識を設置する場所は、その建造物又は樹木の所有者と協議の上、決定するものとする。

(現状変更の許可の申請)

第 17 条 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第9条第1項及び同令第 14 条第1項並びに都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成 16 年農林水産省・国土交通省令第 4 号)第4条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書(様式第 12 号)によるものとする。

(現状変更の許可等)

第 18 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査して許可の可否を決定し、景観重要建造物等現状変更決定通知書(様式第 13 号)により通知するものとする。

(所有者の変更)

第 19 条 法第 43 条の規定による届出は、所有者変更届(様式第 14 号)により行うものとする。

(景観形成住民協定の認定)

第 20 条 条例第 24 条第1項の景観形成住民協定(以下「住民協定」という。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民協定の名称に関する事項
- (2) 住民協定の区域(以下この条及び次条において「協定区域」という。)に関する事項
- (3) 住民協定を締結した者の組織に関する事項
- (4) 統一した街並みの形成又は景観を阻害するものの是正を図るため、次に掲げる景観づくりに関する事項のうち、当該住民協定区域において景観づくりに必要な事項
 - ア 建築物及び工作物の位置、規模、意匠、色彩、材料等に関する事項
 - イ 広告物の規模、意匠、色彩、素材等に関する事項
 - ウ 道路等に面した敷地及び当該道路等の緑化等に関する事項
 - エ その他当該住民協定区域において景観づくりに必要な事項

(5) 住民協定の内容の運用に関する事項

(6) 住民協定の内容の変更の手続に関する事項

2 市長は、住民協定の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当するものについて行うものとする。

- (1) おおむね 0.5 ヘクタール以上の一団の土地若しくは 20 戸以上の建物をその範囲に含む一団の土地又はおおむね 100 メートル以上にわたり道路に接している土地を協定区域としていること。
- (2) 当該協定区域の市民等のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。
- (3) 住民協定の有効期間が原則として5年以上であること。

(住民協定の申請等)

第 21 条 条例第 24 条第2項の規定による申請は、景観形成住民協定認定申請書(様式第 15 号)により行うものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 住民協定に係る協定書の写し
- (2) 協定区域を示す図面

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、その旨を景観形成住民協定決定通知書(様式第 16 号)により通知するものとする。

3 市長は、住民協定の認定をしたときは、景観形成住民協定認定書(様式第 17 号)を交付するものとする。

(住民協定の変更及び廃止の届出)

第 22 条 条例第 24 条第3項の規定による届出は、景観形成住民協定変更等届出書(様式第 18 号)により行うものとする。

(風景づくり市民団体の認定)

第 23 条 条例第 25 条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観づくりの推進に資するものであること。
- (2) 自主的な運営により、継続的かつ計画的に行われていること。
- (3) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められていること。
- (4) 営利活動、政治活動、宗教活動等を目的とするものでないこと。
- (5) 団体の名称、設立目的、活動の内容、会計等に関する事項が定められた規約等があること。

(風景づくり市民団体の申請等)

第 24 条 条例第 25 条第2項の規定による申請は、風景づくり市民団体認定申請書(様式第 19 号)により行うものとする。

2 市長は、風景づくり市民団体認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、その旨を風景づくり市民団体協定決定通知書(様式第 20 号)により通知するものとする。

3 市長は、風景づくり市民団体の認定をしたときは、風景づくり市民団体認定書(様式第 21 号)を交付するものとする。

(風景づくり市民団体の変更及び廃止の届出)

第 25 条 風景づくり市民団体として認定されたものは、当該団体の規約等に変更が生じたとき又は当該団体が解散したときは、風景づくり市民団体変更等届出書(様式第 22 号)を市長に提出しなければならない。

(景観整備機構の指定の申請)

第 26 条 法第 92 条第1項の規定による景観整備機構(以下「機構」という。)の指定の申請は、景観整備機構指定申請書(様式第 23 号)により行うものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(景観整備機構の指定)

第 27 条 市長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、法第 92 条第1項の規定による指定を行い、景観整備機構指定書(様式第 24 号)により通知するものとする。

- (1) 法第 93 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること。
- (2) 法第 95 条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から2年以上経過していること。

(名称等の変更の届出等)

第 28 条 法第 92 条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書(様式第 25 号)により行うものとする。

2 機構は、景観整備機構指定書に記載された業務に変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に業務変更報告書(様式第 26 号)を市長に提出しなければならない。

(事業報告等)

第 29 条 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の次年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 29 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年3月 29 日規則第8号)

この規則は、平成 29 年6月1日から施行する。

(別表)(第8条関係)

行為の種類	面積、高さ又は長さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13 メートル又は床面積 20 平方メートル
建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積 25 平方メートル
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増設、改築又は移転	築造面積 20 平方メートル
電気事業又は電気通信のための施設の新設、増設、改築又は移転	高さ8メートル又は築造面積 20 平方メートル
太陽光発電施設の新設、増設、改築又は移転	太陽電池モジュールの築造面積の合計が 20 平方メートル
建築物、プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設、電気供給施設、通信等施設以外の工作物の新設、増築、改築又は移転	高さ5メートル
建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他意匠を施す行為	面積3平方メートル
土砂の採取又は鉱物の掘採	面積 300 平方メートル又は当該行為により生じる法面若しくは擁壁の高さ 1.5 メートル
土地の形質の変更	面積 300 平方メートル又は当該行為により生じる法面若しくは擁壁の高さ 1.5 メートル
屋外における物件の堆積	高さ3メートル又は面積 100 平方メートル

○飯山市宅地開発等指導要綱（平成 24 年 6 月 28 日飯山市告示第 80 号）

最終改正：令和元年7月8日

（目的）

第1条 この要綱は、飯山市の調和ある開発と良好な都市基盤の整備を図るため、宅地開発等を行う者に対し必要な指導を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）宅地開発等 主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- （2）集合住宅 長屋及び共同住宅で一戸建て以外の住宅をいう。
- （3）開発者 宅地開発等を行う個人及び事業者をいう。
- （4）開発事業 次条に規定する適用対象範囲の事業をいう。
- （5）開発区域 開発事業を施行する区域をいう。
- （6）公共施設 道路、公園、緑地、広場、河川、水路、上水道、下水道及び消防水利施設をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する宅地開発等に適用する。

- （1）面積が 500 平方メートル以上の宅地開発等するとき。ただし、500 平方メートル未満であっても同一開発者が隣接して同時又は異なる時点に行う宅地開発等で面積の合計が 500 平方メートル以上となる場合には適用するものとする。
- （2）3戸(世帯)以上の集合住宅を建築するとき。
- （3）宅地開発等に関わる市道が舗装されていないとき、幅員が4メートル未満のとき、又は除雪路線でないとき。

（適用の除外）

第4条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する宅地開発等には適用しない。

- （1）都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定により許可を要するもの
- （2）森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の2の規定により許可を要するもの
- （3）長野県自然環境保全条例(昭和 46 年長野県条例第 35 号)の規定に基づく許可又は届出を要するもの
- （4）飯山市自然保護条例(昭和 49 年飯山市条例第2号)の規定に基づく届出を要するもの
- （5）国又は地方公共団体が行うもの

（開発者の責務）

第5条 開発者は、宅地開発等に係る関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

- 2 開発者は、開発区域に国又は地方公共団体が公共事業を計画又は実施しているときは、公共施設を当該計画に適合させるよう関係機関と協議しなければならない。
- 3 開発者は、開発区域及び開発区域外において公共施設を新たに設置し、又は改良する必要があるときは、当該公共施設の管理者と協議しなければならない。
- 4 開発者は、開発事業に伴い設置する公共施設及びその用地については、前項の協議により市に帰属させるもの以外は管理責任を明確にしなければならない。
- 5 開発者は、開発区域内に良好な自然環境がある場合は、その保全に努めなければならない。

（利害関係者等との調整）

第6条 開発者は、利害関係者及び関係する区に対し開発事業の計画を説明し、地域社会において協調が図れるよう誠意をもって調整に努めなければならない。

(開発事業の計画)

第7条 開発者は、別に定める飯山市宅地開発等指導基準に基づき、開発事業の計画を策定しなければならない。

(開発事業の協議)

第8条 開発者は、開発事業を計画しようとするときは、当該事業の工事着手 30 日前までに、宅地開発等計画協議書(様式第1号)に関係図書を添付し、市長に協議しなければならない。

(変更等の協議)

第9条 開発者は、開発事業の全部又は一部を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、宅地開発等(変更・中止・廃止)協議書(様式第2号)に関係図書を添付し、市長に協議しなければならない。

(協議に対する通知)

第 10 条 市長は、前2条の規定による協議があったときは、内容を審査し、その結果を、宅地開発等計画協議済通知書(様式第3号)により、開発者に通知するものとする。

(事業着手の届出)

第 11 条 開発者は、開発事業に着手するときは、宅地開発等工事着手届書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(協議結果に基づく地位の承継)

第12条 開発者の相続人その他一般承継人は、開発者が有していた当該協議結果に基づく地位を承継するものとする。

(立入調査及び報告)

第 13 条 市長は、第8条の規定による宅地開発等計画協議書が提出された場合において、審査上必要があると認めるときは、開発事業予定地内に立ち入り、調査をすることができる。

2 市長は、開発事業の適正な実施を確保するため、開発者に対し施行状況等について報告を求め、又は開発事業予定区域内に立ち入り、調査をすることができる。

(標識等の設置)

第 14 条 開発者は、利害関係者に開発事業の周知を図るため、当該事業地の見やすい場所に事業内容を明記した標識を設置しなければならない。

(工事完了の届出等)

第 15 条 開発者は、開発事業に関する工事を完了したときは、宅地開発等工事完了届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事完了届出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する検査の結果、改善すべき事項があると認めるときは、開発者に指示をするものとする。

4 開発者は、市長から改善等の指示を受けたときは、当該指示に応じ、遅滞なく所要の措置を講じなければならない。

(公共施設の境界)

第 16 条 開発者は、公共施設の用地の境界については、市長の指示する境界柱等により明示しなければならない。

(公共施設の移管)

第17条 開発者は、市に帰属する公共施設(用地を含む。次項において同じ。)について、工事完了届出書提出時に当該公共施設の管理者に宅地開発等引継書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 公共施設の移管は、工事完了検査合格後とし、移管手続きが完了するまでの間は、開発者が管理責任を

負うものとする。

(開発事業における責任の所在)

第 18 条 開発者は、公共施設の移管が完了した後1年が経過するまでの間は、当該公共施設の瑕疵に起因する破損、決壊、事故等について一切の責任を負うものとする。

(非協力者に対する措置)

第 19 条 市長は、この要綱に従わない開発者に対して氏名の公表等必要な措置をとるものとする。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年8月1日から施行する。

○飯山市宅地開発等指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、飯山市宅地開発等指導要綱(平成 24 年飯山市告示第 80 号。以下「要綱」という)に基づく行政指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(造成)

第2条 造成の設計は、都市計画法第 33 条に基づく施行令及び施行規則に準じ計画するものとし、開発区域内の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ行うものとする。

2 造成計画にあたっては、できる限り開発区域内で土量のバランスを考慮し、周辺の土地利用についても支障のないよう計画するものとする。

(環境保全)

第3条 指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び、その周辺地域において宅地開発等を行う場合は、市教育委員会の指示を受けなければならない。また、発見されたときは直ちに工事を中止し、教育委員会の指示を受けなければならない。

2 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の規定による有害物質使用特定施設の敷地であった土地を開発しようとするときは、必要な手続き及び措置を講ずること。

(道路)

第4条 開発区域内の道路の設計は、居住者の動線等を考慮し、規模に応じて適切に配置されているものとする。また、接道する道路が4メートル未満の場合には、市長との協議に基づき、拡幅・改修について施行するものとする。

2 道路の築造については、都市計画法第 33 条に基づく施行令及び施行規則ならびに開発行為等に関する消防指導要綱(岳北広域行政組合：平成2年告示第3号)に準じ計画するものとする。

3 開発区域内の道路又は開発区域に接道する幅員4メートル未満の道路は、市長との協議に基づき、新たに発生する道路等の土地及び従前の道路等の土地の交換・寄付の帰属手続を行うものとする。

(給水)

第5条 給水の設置にあたっては、飯山市上水道管理者の定める施設基準に基づき施行するものとする。

2 給水を上下水道施設以外から行う場合には、該当する施設管理者と協議し、かつ、関係法令に基づく許可を受けて施設を設置しなければならない。

(汚水)

第6条 汚水処理については、飯山市公共下水道等の計画又は市長の指示に基づき汚水処理施設を整備し処理するものとする。

(雨水排水)

第7条 開発区域内には、雨水排水施設を必ず設け、施設の計画に当たっては、長野県開発許可審査指針に準じ計画するものとし、開発区域内の規模、地形、予定建築物の用途及び周辺土地利用の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に排出できるようにするものとする。

2 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造であり、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

3 施設の設置にあたっては、雨水排水流出先の関係者による同意書(様式第1号)を添付するものとする。

(防災)

第8条 工事施工中において急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、必要な個所に仮調整池、沈砂池、仮排水路等の対策を講じること。

(地下水の取水)

第8条 開発区域内での地下水等取水施設計画(消雪施設)がある場合には、地下水等取水計画書(様式第2号)を添付するものとする。

(標識等の設置)

第9条 要綱第14条に規定する標識は、別記のとおりとする。

附 則

(施行日)

1この指導基準は平成24年8月1日から施行する。

○飯山市開発指導基準(国道117号静間沿道地区)

最終改正:平成23年7月1日

(目的)

第1条 この基準は、飯山市としてふさわしい環境を確保するため、住民の理解と協力により、秩序ある土地利用と周辺に調和した建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の誘導を目的とする。

(開発の定義)

第2条 この基準において「開発」とは、土地の面的整備及び建築物等の建築をいう。

(対象区域)

第3条 この基準の対象区域は、当分の間、国道117号の清川から伍位野交差点までの沿道約60メートルとする。

(開発協議)

第4条 対象区域内で開発を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(開発用途)

第5条 開発用途は、商業系施設(建築物の場合は、商業用途床面積に対する割合が50パーセントを超えるものをいう。)とする。

(建築形態)

第6条 建築物等は、周辺及び遠望の景観に配慮した形態とする。

(後退距離)

第7条 建築物等の後退距離は、国道117号の中心線から9メートル以上とする。ただし、建築物が勾配屋根で国道117号道路側に屋根面を向ける場合は、中心線から13メートル以上(軒の先端から)とする。

(色彩)

第8条 建築物等の色彩は、原色を避け、落ち着いた色を基調とし、明度8以下で彩度7以下(明度6.5以下

で彩度6以上のものを除く。)とする。

(建築制限)

第9条 対象区域内における建築物等に関するその他の制限については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項に規定する商業地域に準ずる。

(緑化)

第10条 開発地内では、緑化に努め、緑化面積は開発敷地の6パーセント以上とする。

(補則)

第11条 開発を行う者は、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱(平成5年飯山市告示第 61 号)を遵守するものとする。

附 則

この基準は、平成7年5月1日以後の開発行為から適用する。

附 則

この基準は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。